

○厚生年金保険法

平成二十八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四・八・二法 六二）末期三条、八条（平成二八・一〇・施行）

適用除外

- 第一条（住書略）
- 一四（略）

第二案（住書略）

（標準報酬月額）
第〇〇条 標準報酬額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分、次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分により定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上 一一七、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円以上 一二四、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円以上 一三二、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第十級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満

第二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二〇〇、〇〇〇円未満
第四級	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第五級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二四〇、〇〇〇円未満
第六級	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第九級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第十級	三四〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第十一級	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九〇、〇〇〇円未満
第十二級	三八〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上 四一〇、〇〇〇円未満
第十三級	四〇〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円以上 四三〇、〇〇〇円未満
第十四級	四四〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第十五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第十六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第十七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第十八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第十九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第二十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

②（略）

①（略）

第二案 ① 実施機関は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用され

れた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

③（略）

附則（平成二六・二一法二〇四）

第二条（検討）

① ②（略）
 ③ 短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保険を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用の影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。改正により削られた